

宮崎県庁広告付庁舎等案内板設置及び広告等掲出に係る仕様書

1 貸付場所

宮崎県庁本館 1階ホール（別紙1「位置図」参照）

2 案内板等の設置

設置者として決定した者は、行政情報等（本庁舎フロア案内、公共施設案内を中心とした「本庁周辺地図」及び「宮崎県全域地図」など）及び広告枠が一体となった案内板を制作・設置するとともに、民間企業等の広告主を募集し、同広告枠に広告を掲載する。

3 案内板等の概要

(1) 案内板本体

ア 県が指定する場所に下記のサイズに概ね収まる大きさとする。

①幅 2.2m×奥行 0.3m×高さ 2.15mで固定式

②幅 1.8m×奥行 0.3m×高さ 2.15mで固定式

イ 広告枠は、表示面積の概ね 30 パーセント以下とすること。

ウ 1階ホール全体の雰囲気考慮した色合い、デザインとすること。

エ 電気を使用する場合には、省電力タイプを使用し、電源の投入・遮断が容易に行うことができるものとする。

オ 電照時間は原則として開庁日の午前 8 時から午後 6 時までとする。

カ パンフレットホルダーを付属させること。（原則として行政情報専用として利用する。）

(2) 掲載内容

ア 県民の利用に資する行政情報（庁舎フロア案内、公共施設の所在位置等の地図）をわかりやすく掲出すること。

イ 地図・庁舎フロア案内の表示等において、文字の大きさや配色などを高齢者や色覚障がい者等に配慮したものとする。

ウ 掲載内容は、原則として年 1 回以上更新すること。ただし、庁舎案内については組織変更があった場合は、速やかに更新すること。なお、破損又は汚損に伴う改修、広告主の変更等に伴う広告の更新、行政情報等の部分的な修正は、必要の都度行うこと。

エ 広告枠は「4 広告掲載取扱基準等」に基づき掲載できるものとする。

オ 行政情報・広告の掲載については、インターネット通信等での表示を可とする。なお、インターネット通信等に係る経費は、設置者負担とする。

カ 掲載内容については、事前に見本を提出し、承認を得ること。

(3) 設置運用

ア 案内板は、建物に負担の少ない方法で確実に固定するとともに、地震等の際の転倒・落下を防止するための十分な対策を講じること。

イ 案内板の制作及び設置並びに撤去する際の原状回復に係る一切の工事（案内板設置予定場所に現在設置されている庁舎案内板の撤去工事を含む。）は、設置者の負担により行うこと。なお、工法等については事前に協議の上許可を得て実施すること。

ウ 工事は、原則として開庁日の時間外又は閉庁日に行うこと。

エ 破損、故障、事故があった場合の対応等、一切の保守管理を設置者の責任と負担において行うこと。

(4) その他

ア 案内板の掲載内容に係る問合せ先は設置者である旨の記載を行うこと。

イ 広告内容は県が推奨するものではない旨の記載を行うこと。

ウ 広告内容に関する一切の責任は広告主にある旨の記載を行うこと。

エ その他、契約書に記載する条件等を遵守すること。

4 広告掲載取扱基準等

(1) 規制業種又は事業者

別表 1 に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

(2) 掲載を承諾しない広告

別表 2 に定めるものは、広告に掲載しない。

(3) 広告の内容、表示等の基準

広告の表示内容については、別表 3 に定める基準を遵守すること。

(4) 広告掲載の優先順位

設置者は、地域性、公共性の高い広告を優先させて掲載するものとする。

(5) 広告主の誓約等

設置者は、広告主が次の事項に関し誓約し、県が警察当局への情報照会を行うことに承諾する旨の書類の提出を受けて、その書類を県に提出しなければならない。なお、広告主が法人等の場合は、この書類に役員等一覧を添付するものとする。

ア (1) に掲げる規制業種又は事業者に該当しないこと。

イ (3) に掲げる事項を調査するため、県が必要と認めて資料の提供を求めたときは、これに応じること。

ウ 広告に関する一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行わないこと。

エ 広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決すること。

5 その他

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、県と設置者及び広告主が協議の上決定する。